

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について

●確認制度における利用定員の概要

子ども・子育て支援新制度においては、認可を受けた教育・保育施設の設置者からの申請に基づき、本市が認定区分ごとの利用定員を認可定員の範囲内で定めたいうて、給付対象施設・事業となることを「確認」するとされています。

●利用定員を定めるに必要な手続き

- ①市町村子ども・子育て会議等の意見聴取（子ども・子育て支援法第31条第2項）
- ②都道府県知事への協議（子ども・子育て支援法第31条第3項）

●平成28年4月1日開所予定の認可保育所の利用定員について

認可を受けて決定された認可定員数等から以下のとおり利用定員数を設定します。

(1)平成28年4月1日に開所予定の認可保育所

区域	施設名称	運営主体	住所	認可定員	利用定員							開所標準時間	延長保育時間	建物構造	給食提供
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計				
中部	善行あにまる保育園	株式会社	善行 7-3-5	33	2	3	4	8	8	8	33	(平日)7:00~18:00 (土曜)7:00~18:00	(平日)18:00~20:00	鉄筋C造5階建 1階部分	外部委託
	善行あさぎ台保育園	社会福祉 法人	善行 3-14-7	45	3	6	9	9	9	9	45	(平日)7:00~18:00 (土曜)7:00~18:00	(平日)18:00~19:00	鉄筋C造2階建 1-2階部分	外部委託
東南	保育園 アワーキッズ南藤沢	学校法人	南藤沢 17-10	111	9	15	18	23	23	23	111	(平日)7:00~18:00 (土曜)7:00~18:00	(平日)18:00~20:00	鉄骨鉄筋C造8階建 1-2階部分	自園調理
西南	たかすな保育園	社会福祉 法人	辻堂西海岸 2-12-1	113	9 (+3)	18 (+8)	20 (+8)	22 (+5)	22	22 (-1)	113	(平日)7:00~18:00 (土曜)7:00~18:00	(平日)18:00~19:00	鉄骨造2階建 1-2階部分	自園調理
※（ ）は、高砂保育園からの増減				計	23	42	51	62	62	62	302				
				実数	17	32	39	45	40	39	212				

【参考】子ども・子育て支援法（抜粋）

（特定教育・保育施設の確認）

第31条 第27条第1項の確認（※1）は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（中略）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 幼稚園 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関（※2）を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、第1項の規定により、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

（※1）施設型給付費の支給を受ける施設

（※2）合議制の機関であり、本市では藤沢市子ども・子育て会議がこれにあたります。

(2)平成28年4月1日に開所予定の地域型保育事業所（小規模保育事業所）

区域	施設名称	運営主体	住所	認可定員	利用定員				開所標準時間	延長保育時間	建物構造	給食提供
					3号 (0歳)	3号 (1歳)	3号 (2歳)	合計				
北部	どれみチャイルド くらぶ	株式会社	湘南台 2-18-9 202・203	15	3	6	6	15	(平日)7:00~18:00 (土曜)7:00~18:00 (日・祝日)7:00~18:00	(平日)18:00~20:00 (土曜)18:00~20:00 (日・祝日)18:00~20:00	鉄筋C造6階建 2階部分	自園調理
東南	湘南クレヨン保育園	個人	朝日町 11-3 1F	15	3	5	7	15	(平日)7:00~18:00 (土曜)7:00~18:00	(平日)18:00~20:00 (土曜)18:00~20:00	鉄骨造7階建 1階部分	自園調理
	藤沢よつば保育園 第一	株式会社	鵜沼橋 1-1-7 2F	19	3	8	8	19	(平日)7:20~18:20 (土曜)7:20~18:20	(平日)18:20~19:20 (土曜)18:20~18:50	鉄筋C造5階建 2階部分	自園調理
	藤沢よつば保育園 第二	株式会社	鵜沼橋 1-1-7 2F	19	3	8	8	19	(平日)7:20~18:20 (土曜)7:20~18:20	(平日)18:20~19:20 (土曜)18:20~18:50	鉄筋C造5階建 2階部分	第一園から の搬入
	マシュマロ保育園	有限会社	鵜沼石上 2-8-5	19	3	8	8	19	(平日)7:00~18:00 (土曜)7:00~18:00	(平日)18:00~20:00 (土曜)18:00~20:00	木造2階建 1-2階部分	自園調理
西南	きっずワンA保育園	株式会社	辻堂神台 2-2-44 3F	15	3	6	6	15	(平日)7:00~18:00 (土曜)7:00~18:00	(平日)18:00~19:00 (土曜)18:00~19:00	鉄筋C造9階建 1・3階部分	自園調理
	きっずワンB保育園	株式会社	辻堂神台 2-2-44 3F	15	3	6	6	15	(平日)7:00~18:00 (土曜)7:00~18:00	(平日)18:00~19:00 (土曜)18:00~19:00	鉄筋C造9階建 1・3階部分	A園からの 搬入
				計	21	47	49	117				

【参考】子ども・子育て支援法（抜粋）

（特定地域型保育事業者の確認）

第43条 第29条第1項の確認（※3）は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所ごとに、第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（中略）を定めて、市町村長が行う。

2 前項の確認は、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に居住地を有する者に対する地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給について、その効力を有する。

3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（※3）地域型保育給付費の支給を受ける施設